

青森県報

第六百六十六号

令和五年
九月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉政策課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(が生活習慣病対策課) ……四
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……四
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……五
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……六

公 告

告

示

青森県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	年 月 日 止
はらクリニク	弘前市大字駅前三丁目三の七AKIM OTOPビル3F	令和五・六・三〇

青森県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はらクリニク	弘前市大字駅前三丁目三の七AKIM OTOPビル3F	令和五・七・一

青森県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

事業業者	名称	株式会社ツクイ
	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六の一
事業所	名称	ツクイ弘前訪問看護ステーション
	所在地	弘前市大字駅前二丁目二の三弘前第二生命ビルディング二階
指定期日	年月日	令和五・八・一

青森県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	河内小児科内科クリニック	弘前市大字松原東二丁目一四の二	令和五・五・二〇
変更後	にじいろこどもクリニック		

青森県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名称	株式会社佐藤器械
	主たる事務所の所在地	弘前市大字安原三丁目八の一
事業種類	事業の種類	居宅療養管理指導
	名称	アルカディア中央薬局
事業所	所在地	弘前市大字扇町一丁目一の三
	変更年月日	令和五・七・一

青森県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎



変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	介 護 予 防 事 業 者
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	弘前市大字 安原三丁目八の一	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種類
弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	弘前市大字 安原三丁目八の一	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	名 称	介護予防 事業所
平賀中央 薬局	アルカ ディア中 央薬局	平川市本町 北柳田一二 六の一	弘前市大字 扇町一丁目 一の三	所 在 地	
〃	〃	〃	令和 五・七・一	変 更 日	

青森県告示第五百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名 称	居宅介護事業所
所在地	指 定 日

株式会社川村 土木	三戸郡五戸町 字古館下川原 二三の一	訪問介護	五戸ヘルパー ステーション	三戸郡五戸町 字古堂後五の 四	令和 五・九・一
--------------	--------------------------	------	------------------	-----------------------	-------------

青森県告示第五百七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	居 宅 介 護 事 業 者
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	弘前市大字 安原三丁目八の一	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類
弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	弘前市大字 安原三丁目八の一	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	名 称	居宅介護 事業所
平賀中央 薬局	アルカ ディア中 央薬局	平川市本町 北柳田一二 六の一	弘前市大字 扇町一丁目 一の三	所 在 地	
〃	〃	〃	令和 五・七・一	変 更 日	

青森県告示第五百七十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分		介護予防事業者		介護予防事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
株式会社 佐藤器機	弘前市大字 安原三丁目 八の一	株式会社 佐藤器機	弘前市大字 安原三丁目 八の一	平賀中央薬局	平川市本町 北柳田一六の二	令和 五・七・一
株式会社 佐藤器機	弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	株式会社 佐藤器機	弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	平賀中央薬局	平川市本町 北柳田一六の二	〃

青森県告示第五百七十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定

により公表する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医師の区分	氏名	名称	所在地	担当診療科名	指定年月日
難病指定	松橋 有紀	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町 五三	内分沁内科、糖尿病代謝内科	令和 五・七・三
難病指定	原 隆太郎	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町 五三	耳鼻咽喉科 頭頸部外科	五・七・五
難病指定	岩村 大径	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	弘前市大字富野 町一	泌尿器科	五・八・四
難病指定	藤田 真子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町 五三	脳神経内科	五・八・六

青森県告示第五百八十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	東津軽郡平内町大字東滝字間木五五の一 細川 純一 東津軽郡平内町大字東滝字間木四七の二 遠島 幸光
区 域	平内町区域 平内町漁業協 同組合の地区
区 分	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ青森三内店
青森市大字三内字玉作一の三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社沼田建設
青森市古館一丁目一〇の一
代表取締役 沼田智光
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二
代表取締役 八幡政浩
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年五月五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一六七・四四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五三台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

二六台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

三七・三五平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

八・一〇立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ツルハ

開店時刻 午前七時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和五年九月四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和五年九月二十五日から令和六年一月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

令和六年一月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピア

八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四

代表取締役 工藤潤

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社長崎屋 東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇 代表取締役 関口憲司	株式会社長崎屋 東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇 代表取締役 赤城真一郎	令和 二・七・一
八戸ショッピングセンター開発株式会社 八戸市江陽二丁目一四の一 代表取締役 工藤潤	変更なし	
株式会社やまと 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七の三 代表取締役 田村裕二	株式会社やまと 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七の三 代表取締役 矢嶋孝行	令和 元・四・一
安田嘉高 八戸市江陽二丁目一五の一八	変更なし	
株式会社パレモホールディングス 東京都中央区日本橋富沢町一二の二〇 二〇日本橋T&Dビル三階 代表取締役 吉田馨	株式会社パレモホールディングス 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二七の一三 名駅錦橋ビル六階 代表取締役 福井正弘	令和 元・七・八 (住所変更) 四・五・一 (代表者変更)
Asime エステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の二三 神谷町セントラルブレイス五階 代表取締役 丸山雅史	Asime エステール株式会社 東京都中央区銀座一丁目一九の七 JRE銀座一丁目イーストビル六階 代表取締役 丸山雅史	五・四・三
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	変更なし	
有限会社ワークホリック 東京都中野区新井二丁目一の一ラ ンドコープビル七階 代表取締役 遠山直樹	変更なし	
株式会社Ai 東京都台東区柳橋一丁目二三の六 ワコール浅草橋ビル八階 代表取締役 馬杉淳一	株式会社Ai 東京都台東区柳橋一丁目二三の六 ワコール浅草橋ビル八階 代表取締役 太田和憲	令和 五・三・一

株式会社ワールド企画 岩手県北上市江釣子七丁目一二四 代表取締役 村田守男	株式会社ワールド企画 岩手県北上市江釣子七丁目一二四 代表取締役 平坂満	三・二〇・一
株式会社マエバラ 八戸市大字番町三〇 代表取締役 前原俊彦	変更なし	
株式会社盛田 八戸市八太郎五丁目二〇の二七 代表取締役 盛田明	株式会社盛田 東京都渋谷区代々木一丁目四三の七 代表取締役 盛田明	令和 三・一・一八
株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊七本松二七の一 代表取締役 江尻義久	株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊七本松二七の一 代表取締役 江尻英介	三・八・二四
有限会社水晶堂 八戸市城下一丁目二七の五 代表取締役 小野寺太朗	変更なし	
株式会社ハーマン 東京都西東京市ひばりが丘北三丁目三の一 代表取締役 松崎好雄	令和 二・二〇・三	
株式会社インテレクション 秋田県大館市桂城一三 代表取締役 森川卓哉	株式会社インテレクション 秋田県秋田市横森四の二三 代表取締役 森川卓哉	二・三・三
株式会社ジュビリー 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一九の四 代表取締役 角野宏明	株式会社ジュビリー 東京都目黒区鷹番二丁目一〇の二 代表取締役 角野宏明	四・二・三〇
株式会社パセリー 上北郡おいらせ町神明前一四三の一 代表取締役 小泉輝美	変更なし	

株式会社レーベル・ホールディングス 岩手県久慈市川崎町一二の三 代表取締役 関上由美子	変更なし	
株式会社仙台北辰 千葉県柏市若柴九一の三二 代表取締役 平野幸助	令和 二・三・元	
有限会社肉のふじた 八戸市沼館一丁目一二の一三 代表取締役 藤田隆幸	変更なし	
株式会社GMK 八戸市大字鷹匠小路一八金剛ビル五階 代表取締役 大久保圭一郎	株式会社金剛 八戸市大字鷹匠小路一八 代表取締役 大久保圭一郎	令和 四・七・一
有限会社マルコーいずもり 八戸市吹上三丁目二の三 代表取締役 犹守達幸	株式会社和みの治 八戸市鮫町横道通り一四の一 代表取締役 松坂和治	二・三・元
株式会社ホットランド 東京都中央区新富一丁目九の六新富一丁目ビル四階 代表取締役 佐瀬守男	変更なし	
有限会社クオリ 八戸市大字十三日町一 代表取締役 檜館理子	変更なし	
株式会社丸啓 青森市新町二丁目五の六 代表取締役 前田秀夫	令和 元・二〇・二五	
株式会社ザショップアゲハ 東京都目黒区鷹番三丁目六の一第一 代表取締役 柳谷政彦	令和 元・三・二六	

株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋寿昭	変更なし	令和 二・四・三〇
朱希コレクション有限公司 八戸市大字市川町下大谷地二九の二 代表取締役 蓬田優子	—	令和 二・四・三〇
—	有限会社ワールドアイズ 八戸市相崎四丁目一六の三三 代表取締役 新濱佳央	二・三・三三
株式会社タカキユ 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 木内守	—	二・八・三〇
—	株式会社アニメイト 東京都板橋区弥生町七七の三 代表取締役 藤樹潤	二・二〇・一七
カトレア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	—	三・三・三〇
—	株式会社トーション 北海道帯広市西六条南四〇丁目三 代表取締役 宮本達也	四・二・三三
株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七新 高円寺インビル 代表取締役 白土孝	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七新 高円寺インビル 代表取締役 舟橋浩司	五・四・一
株式会社湯浅 北海道旭川市宮下通一〇丁目左一 代表取締役 湯浅義弘	—	三・一・三三
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 NTT幕張ビル七階 代表取締役 羽牟秀幸	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 のイオンタワー九階 代表取締役 松田裕史	令和 三・六・三三 (住所変更) 平成 三〇・四・三三 (代表者変更)

有限会社ばっちゃん 八戸市下長八丁目二の五 代表取締役 松橋孝一	変更なし	令和 四・三・三三
BURNING BLOOD株式 会社 三沢市中央町四丁目三の一八 代表取締役 東條方厚	BURNING BLOOD株式 会社 三沢市中央町四丁目三の一八 代表取締役 東條貴生	令和 四・三・三三
日本海恒産株式会社 秋田県秋田市泉中央一丁目二の五 代表取締役 渡邊恒幸	変更なし	—
山崎博康 八戸市南類家二丁目一六の一三 パークヒルズ類家B一〇二	変更なし	—
株式会社マツモトキヨシ東日本販 売 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二 の二四 代表取締役 高野昌司	株式会社マツモトキヨシ東日本販 売 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二 の二四 代表取締役 多田将一	令和 五・四・一
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	—
株式会社パステル 福島県郡山市喜久田町前北原五三 の二六 代表取締役 鈴木直人	ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七の三五 代表取締役 諸橋友良	令和 三・四・三〇

四 届出年月日

令和五年八月十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年九月二十五日から令和六年一月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年一月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭